

部活動のあり方について

平成29年3月に愛知県教育委員会より出された「教員の多忙化解消プラン」に示された4つの具体的な取組の柱

- (1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化
- (2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進
- (3) 部活指導に関わる負担の軽減
- (4) 業務改善と環境整備に向けた取組

のうち、「中学校の部活動のあり方」について、日進市・豊明市・長久手市・東郷町の4市町合同で検討してまいりました。学習指導要領に記された部活動の意義もふまえたうえで、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の負担軽減を考慮し、平成30年4月1日より下記の取組を進めていくこととしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

- (1) 平日の1日は、休養日とする。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。
*大会出場により休養日を設定できない場合は、代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

- (1) 土日祝日は、休養日とする。
- (2) 「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日は、休養日とする。
- (4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。

四市町で検討された上記の内容を踏まえて本校では次のように取組を進めていきます。

1 通常期間の活動について

- (1) 平日の2日は、休養日とする。主に活動は火・水・金とする。
- (2) 土日のうち、基本的に土曜日の午前中を活動可能の時間とする。

2 長期休業中の活動について

- (1) 土日祝日は、休養日とする。
- (2) 「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日は、休養日とする。